

2006年JMRC北海道ジムカーナシリーズ 第6戦
 2006年JMRCオールスター選抜
 第123回マーベルオール北海道チャンピオンジムカーナ

特 別 規 則 書

2006.7.23 (日)

主催 マーベルオートクラブ
 会場 新千歳モーターランド

公 示

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、FIAの国際スポーツ競技規則、およびその付則、それに準拠したJAF国内競技規則、及びその付則、2006年日本ジムカーナ地方選手権規定並びに本競技会特別規則書に従って開催される。

★第1章 大会の組織及び参加

第1条 (競技会名称)

2006年JMRC北海道ジムカーナシリーズ 第6戦
 2006年JMRCオールスター選抜
 第123回マーベルオール北海道チャンピオンジムカーナ

第2条 (競技種目)

ジムカーナ競技

第3条 (競技格式)

JAF公認準国内競技・クローズド競技

第4条 (開催日)

2006年7月23日(日)

第5条 (競技会開催場所)

新千歳モーターランド
 千歳市美々

第6条 (オーガナイザー)

マーベルオートクラブ [MARVEL]
 札幌市白石区北郷3条9丁目
 電話011-871-2225 FAX011-871-9818

第7条 (大会役員)

大会会長 前原 信
 組織委員長 藤本 昌邦
 組織委員 菅原 啓
 " 佐藤 浩幸
 " 高橋 志のぶ

大会審査委員会

審査委員長 黒原 進 (プラス1)
 審査委員 齋庭 喜昭

第8条 (大会競技役員)

競技長 前原 信
 コース委員長 菅原 啓
 計時委員長 高橋 志のぶ
 技術委員長 板東 敏明
 救急委員長 大崎 竜一
 事務局長 佐藤 浩幸

第9条 (参加車両及びクラス区分)

- (1) 本競技会に参加が認められる車両は、2006年スピード車両規定に適合した以下の車両とする。
- ① スピード N車両: JAF公認 又は JAFの登録車両でN車両規定に合致する車両とする
 - ② スピード B車両: JAFスピードB車両規定に合致するB車両とする
 - ③ スピード SA車両: JAFスピードSA車両規定に合致するSA車両とする
 - ④ スピード SC車両: FIA/JAF公認 又は JAFの登録車両でSC車両規定に合致する車両とする
 - ⑤ スピード D車両: JAFスピードD車両規定に合致する車両とする
- (2) クラス区分
- ① スピードN車両部門
 - ・N1クラス: 1000cc以下のN車両
 - ・N2クラス: 1000ccを超える前輪駆動のN車両
 - ・N3クラス: 1000ccを超える後輪駆動のN車両
 - ・N4クラス: 1000ccを超える4輪駆動車両
 - ② スピードSA車両部門
 - ・S1クラス: 気筒容積1600cc以下のSA車両
 - ・S2クラス: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動SA車両
 - ・S3クラス: 気筒容積1600ccを超える4輪駆動SA車両
 - ③ スピードSC車両部門
 - ・クラス区分無しSC車両
 - ④ スピードD車両部門
 - ・クラス区分無しD車両
- (3) スピードB車両部門
- ① JMRC北海道ビギナーズ部門
 - ・BB1クラス: 気筒容積2000cc以下のB車両
 - ・BB2クラス: 気筒容積2000ccを超えるB車両
- (4) クローズドクラス
- ① クローズド: 排気量区分無しN/B/SA車両

第10条 (参加資格)

- (1) 参加者はJAF交付の競技参加者許可証の所有者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- (2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF交付の競技運転者許可証を所持していること。
- (3) 20歳未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出すること。

第11条 (参加制限)

- (1) 全クラスを通じて120名までとする。
- (2) 同一選手は1クラスしか参加できない。
- (3) 同一車両による重複参加は認められない。

第12条 (参加申込及び参加料)

- (1) 参加申込場所及び問い合わせ先 (大会事務局)
 札幌市白石区北郷3条9丁目3-7
 マーベルオートクラブ事務局
 TEL:011-871-2225 FAX:011-871-9818
- (2) 参加受付期間: 2006年7月17日までに申込みの事項提出書類: 所定の参加申込書、改造申告書等に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、下記の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。
- (3) 参加料

チャンピオンクラス	14,000円
ビギナーズ(BB)クラス	11,000円
◆JMRC北海道へ未加入のクラブ所属員は3000円が必要クローズドクラス	8,000円

(JMRC北海道互助会加入者は1000円を割引し返金する)
 ★郵便等は当日消印有効
 ★持参の際は切を厳守してください
- (4) オガナイザーの都合で申し込み期間を延期する場合がある
- (5) 振込での申込み (郵便局/銀行)

★UFJ銀行札幌支店 (普)	4852485	口座名 マーベルオートク
★札幌銀行菊水支店 (普)	455413	
★郵便局	19070-39151601	

第13条 (参加申込方法及び参加)

- (1) 所定の参加提出書類に参加料を添えて大会事務局まで現金書留にて郵送すること。参加料は現金とする。
- (2) オガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否することができる。この場合の参加料は返送料及び事務局手数料として¥1000を差し引いて、申込者に返金する。なお、正式受理後の参加料は、オガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない。
- (3) 参加車両は15文字以内とし、必ず車両名(型式では無く通称名: サニー・カロラ等)入れること。
- (4) 参加受理の可否は、参加受理書の郵送にて通知する。電話での参加確認は出来ません。

第14条 (競技のタイムスケジュール)

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) ゲートオープン | AM 7:00 |
| (2) 参加確認 | AM 7:00 ~ 7:30 |
| (3) 車検 | AM 7:30 ~ 8:00 |
| (4) 慣熟歩行 | AM 8:00 ~ 8:30 |
| (5) ドライブフリーフィング | AM 8:30 ~ 8:45 |
| (6) 競技開始 | AM 9:00 |
| (7) 慣熟歩行 | 1ステージ終了後 |
| (8) 表彰式 | PM 13:00 (予定) |

★第2章 車両検査

第15条 (車両及び競技運転者の変更)

- (1) 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
- (2) 車両変更は、正式受理後には認められないが、競技会審査委員会が認めた場合、大会事務局まで変更する車両の必要書類(車両改造申告書等)を届けた者についてのみ同一クラスに限り認められる場合がある。

第16条(再車両検査)

- (1) 競技終了後入賞者車両は、原則として再車検を行う。その際の分解、組付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 再車両検査、技術委員長が行う臨時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格とする。

★第3章 競 技

第17条(競技)

- (1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- (2) 参加者は、ドライバースブリーフィングに必ず出席しなければならない。
- (3) ドライバースブリーフィング及び慣熟歩行は本規則書のタイムスケジュールに従って行う。
- (4) 慣熟歩行は、車検終了後、オカゲのコースオープン時間帯のみ可能とする。
- (5) 大会審査委員会は、悪天候またはコースコンディションの悪化等によって1回走行のみで打ち切ることが出来る。

第18条(計時)

- (1) 計時は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- (2) 計時は、自動計測器または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測の場合は1/100秒までを計測し、その計測結果を成績とする。ストップウォッチは、万一自動計測器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

第19条(順位決定)

- 原則として2ヒートで行い、その内良好なタイムを採用し最終の順位とする。ただし同タイムの者が複数の場合は下記により順位を決定する。
- (1) セカンドタイムの良好な者。
 - (2) 排気量の小さい者。
 - (3) 第1ヒートのベストタイムを先に計測した順
 - (4) 競技会審査委員会の決定による。

第20条(信号旗合図)

スピード行事おける旗信号に関する指導要項に従う

第21条(ペナルティー)

- (1) コース上の全てのパイロンに対し、移動または転倒が判定された場合、1個について5秒を走行タイムに秒加算する
- (2) 同一場所で同時に2輪以上がコースから脱輪した場合1輪につき5秒を走行タイムに秒加算する。
- (3) 4輪同時にコースから脱輪した場合は、当該ヒートを無効とする。
- (4) 反則スタートは、5秒を走行タイムに加算する。
- (5) ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。
- (6) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合当該ヒートを無効とする。
- (7) スタート合図後、30秒経過してもスタートラインを通過しない場合は当該ヒートを無効とする。
- (8) スタート指示に従わない場合当該ヒートを無効とする。
- (9) スタート後、3分経過してもゴールラインに到着しない場

合当該ヒートを無効とする。

第22条(失格規定)

- 本競技会において次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者および競技運転者を失格とする。
- (1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合および理由なく第29条を守らない者。
 - (2) 不正行為を行った者。
 - (3) コースアウト等で本人以外に損害を与えた場合。
 - (4) 車両保管中に申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合、および第16条(2)に該当する行為を行った場合。

第23条(抗議)

- 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対し抗議する権利を有する。ただし、本特別規則書に規定された「オカゲの行う参加拒否」および本競技会審査委員会の決定に対する抗議は出来ない。
- (1) 抗議を行うときは必ず文書により理由を明記し抗議料1件につき20300円を添えて競技長に提出すること。
 - (2) 抗議料は抗議が成立した場合、及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。
 - (3) 車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が負担する。その際要した分解整備等の費用は、技術委員長が算定する。
 - (4) コース委員の判定および計時結果に関する抗議は出来ない。
 - (5) 審査委員会の裁定結果は当事者に口頭で伝えられる。

第24条(抗議の制限時間)

- (1) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
- (2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出されなければならない。
- (3) 競技中の過失または反則に対する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内に提出しなければならない。

★第4章 競技会の延期、中止、短縮および損害の補償

第25条(競技会の延期、中止または短縮)

- (1) 競技会審査委員会は、保安上または不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行うことが出来る。
- (2) 競技会中止の場合は、参加料は返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期された開催日までオカゲが保管する。しかし、参加者が延期された競技会に参加しない場合は返還される。参加料の返還には、返送料及び事務手続き料として¥1000円を差し引く。

★第5章 賞 典

第26条(賞典)

- (1) チャンピオンズ 1位~3位: JAF マル トロフィー 副賞等
4位以下: トロフィー 副賞
参加台数の30%以内で最大10位までを対象とする。
- (2) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したもとして、オカゲの用意した副賞は授与されない。

★第6章 参加者および競技運転者の遵守事項

第27条(安全上の義務付け)

- (1) S車両のオープンカーは、乗員保護のため6点式以上の

ロールバーを装着すること。

- (2) 競技中は、運転者側の窓及びサンルーフを全開すること
- (3) JAF国内車両競技規則のシートベルトに関する規定に適合した、SA車両は4点式以上のSC、D車両についてはワンタッチフルハーネス式のシートベルトを装着すること。

第28条(競技運転者の装備)

- (1) 競技中は、レーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- (2) 競技ヘルメットは、JAF国内競技車両規則の「ヘルメットに関する指導要項」に適合するものを着用する事。この適合性はラベルで表示されるかまたは証明出来ること

第29条(遵守事項)

以下の事項について参加者および競技運転者はこれを守らなければならない。これに違反した場合は、罰則を課すことがある。

- (1) 全ての参加者は明朝かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- (2) 競技中または競技に関係する業務に就いているときは、薬品等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない
- (3) オカゲや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つける言動をしてはならない。
- (4) パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
また、エンジン始動中のジャッキアップを禁止する。

★第7章 本規則の施行

第30条(本規則の施行並びに記載されていない事項)

本規則は、本競技会に適用されるもので、参加受付開始と同時に有効となる。また、本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際スポーツ競技規則とその付則に準拠する。

本特別規則書発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべて本特別規則書に優先する。

第31条(本規則の解釈)

本特別規則書および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

2006年JMRC北海道ジムカーナシリーズ 第6戦
2006年JMRCオールスター選抜
第123回マーベルオール北海道チャンピオンジムカーナ